



労基署便り

令和3年度 No.3

大河原労働基準監督署



◎ 令和3年労働災害発生状況（5月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R2	R3	前年比	R2	R3	前年比
製造業 計	19 (1)	16	-3	157 (3)	173	16
食料品製造業	9	4	-5	73 (2)	67	-6
機械金属製造業	5 (1)	4	-1	45 (1)	44	-1
建設業 計	8	14	6	100	122 (3)	22
土木工事業	1	6	5	31	44 (2)	13
建築工事業	2	5	3	48	44 (1)	-4
その他の建設	5	3	-2	21	34	13
運輸交通業 計	3	6	3	112 (1)	183 (1)	71
陸上貨物運送業	3	8	5	98 (1)	164 (1)	63
商業	6	8	2	115	181 (1)	66
社会福祉施設	5	5	—	53	138	66
全産業	51 (2)	77	26	711 (6)	1079 (5)	368

※休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内について

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。

- ◆ 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- ◆ 健康や体力状況等の把握に関する費用
- ◆ 安全衛生教育の実施に関する費用

補助金申請期間：令和3年6月11日～令和3年10月末日

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1/2 上限額：100万円（消費税を含む）

※ 次の（1）～（3）すべてに該当する事業者が対象です。

（1）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用 （2）中小企業事業者 （3）労働保険に加入

※ 交付決定通知を受領してから、対策（物品の購入、工事の発注施工等）に着手してください。

※ この補助金についてのお問い合わせは、以下のところへお願いします。

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

エイジフレンドリー補助金事務センター <https://www.jashcon-age.or.jp>

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月10日～13日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

申請関係 電話：03-6381-7507 FAX：03-6381-7508 ✉af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

支払関係 電話：03-6809-4085 FAX：03-6809-4086 ✉af-shiharai@jashcon.or.jp



裏面に続く

具体的には次のような対策が対象となります

【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
- ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
- ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用

- ◇ 飛沫感染を防止するための対策

※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診の費用を除く）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

【安全衛生教育】

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育

※ 補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。・・・・・・→QRコード



建設工事における安全管理の徹底について

本年1月から5月末までに宮城県内の建設工事現場において5件の死亡災害（いずれも墜落や建設機械による従来型の災害です。）が発生し、このうち5月に3件の死亡災害が発生するなど、極めて憂慮すべき状況です。そのため、宮城労働局長から建設工事の安全管理を徹底するよう建設業労働災害防止協会宮城県支部に6月1日付けで要請しておりますので、関係者の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。ついては、以下の2点について、いま一度、徹底していただきたいと思えます。

- ①安全大会等において、経営トップから安全に関する所信表明を行い、関係者の意思統一と安全意識高揚を図る。
- ②安全パトロールなどで職場の総点検を実施し、建設工事における安全管理の徹底を図る。

ハローワークを会場に「働き方改革 個別相談会」を開催しています。（無料）

働き方改革に伴う相談やテレワークの導入、新型コロナウイルスの影響で従業員を休ませた場合の支援制度等の相談も受け付けています。会場は以下のハローワークです。

【ハローワーク大河原】

日時：7月2日、7月16日、8月6日、8月20日、いずれも金曜日、13：00～、14：00～

【ハローワーク白石】

日時：7月14日、7月28日、8月11日、8月25日、いずれも水曜日、13：30～、14：30～

※ お申込は「宮城働き方改革推進支援センター」（TEL 0120-97-8600）へお願いします。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。